

燕保第2696号

平成31年2月15日

保険医療機関各位
 保険薬局各位
 柔道整復・鍼灸マッサージ施術所各位
 訪問看護ステーション各位

燕市保険年金課長
 (担当：年金医療係)

燕市妊産婦医療費助成事業(9.2)の県内現物給付化について

日頃より、本市の妊産婦医療費助成事業について、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、本市では、妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進するため、平成31年4月1日診療分から、「燕市妊産婦医療費助成事業」の現物給付化を下記のとおり実施させていただくこととなりました。

つきましては、今回の実施に伴い、関係機関の皆様には大変お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 現物給付開始日 平成31年4月1日診療分から

2. 妊産婦医療費助成の事業概要

助成内容	妊産婦医療費助成受給者証を受けた妊産婦が、療養に要した医療費の自己負担額から高額療養費・附加給付金等を控除した残りの金額を 全額助成
対象者	燕市に住所を有する妊産婦の方
助成期間	【始期】妊娠届を出した日(母子手帳の交付を受けた日)から 【終期】出産日の属する月の翌月末日まで
一部負担金	一部負担金はありません。 ※保険者発行の標準負担額減額認定証の交付を受けている方のみ食事代も全額助成
助成方法	現物給付 受給者は受給者証を医療機関等窓口で提示することで助成が受けられます。 <u>保険診療分の一部負担金はありません。</u> 医療機関等は、審査機関へレセプト申請し、審査機関より支払いを受けます。

3. 現物給付対象

新潟県内医療機関における、「通院」、「入院」、「調剤」、「指定訪問看護」が対象となります。

※1 レセプトの取り扱いは県単医療(県障・県親・子ども医療)の処理方法に準じます。

※2 公費の医療費助成と併用可能です。まず、公費を当ていただき、残る自己負担について妊産婦医療費助成で助成します。(記載方法は公費と県単の併用に準じます。)

※3 県外医療機関の受診分、保険給付分の「柔道整復施術療養費」、「鍼灸・マッサージ」、「治療用器具」は償還払いの対象となります。

4. 法別番号・実施機関番号
 法別番号 「92」-80 (妊産婦)
 実施機関番号 「92.150276」

5. 周知方法

各医療機関へは審査支払機関（国保連合会）を通じて依頼文を送付します。
 市窓口にて、ポスターの設置、市ホームページ及び市広報の掲載により周知をします。
 近隣市町村の産婦人科へポスターの設置をお願いする予定となっています。

6. その他

本件について、一般社団法人新潟県医師会、一般社団法人新潟県歯科医師会、公益社団法人新潟県薬剤師会から了承を得ております。

7. 参考

燕市妊産婦医療費助成受給者証（表・裏）

燕市 妊産婦医療費受給者証	
妊産婦	公費負担者番号
一部負担金は ありません。	受給者番号
受給者	氏名
	生年月日
	住所
	出産予定日
受給期間	年 月 日 から 出産した日の属する月の翌末日まで
資格喪失予定日	年 月 日
発行機関名 及び印	新潟県燕市 印
交付年月日	年 月 日

注意事項

- この証は、大切に保管してください。
- 診療等を受けるときは、毎月の初回受付日にこの受給者証を医療保険証とともに医療機関窓口へ提出してください。また、医療保険の限度額超過認定証がある場合は、併せて提出してください。
- 一部負担金はありません。
- 入院時食事療養費(生活療養)負担負担額について
 保険者から負担負担額認定証の交付を受けている方は、入院時にこの証を添えて、医療機関窓口へ提出してください。
- 次の場合は、速やかに中に届け出てください。
 (1) 受給資格を喪失、又は氏名若しくは住所を変更したとき。
 (2) 加入している医療保険を変更したとき。
 (3) 食事療養(生活療養)負担負担額の減額認定者でなくなったとき。
 (4) 生活保護の決定を受けたとき。
 (5) 出産が予定日の属する月よりも早まったとき。(早産・胎産等)
 (6) 第三者行為による治療を受けたとき。
 (7) この証を破損、汚損又は亡失したとき。
- この証は、県外の医療機関等では使えません。県外の医療機関等でお預かりしたときは、当該医療機関での領収書を添付して市に手続してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処罰を受けることがあります。

裏面の注意事項を必ずお読みください。

※桃色地に黒文字 ※12.8mm×9.1mm

※平成31年3月中旬、受給者宛に発送予定

<問い合わせ先>

燕市保険年金課 年金医療係
 〒959-0295
 燕市吉田西太田1934番地
 電話 0256-77-8133 (直通)
 FAX 0256-77-8106
 e-mail nenkin@city.tsubame.lg.jp
 (問い合わせ対応時間：平日8時30分から17時15分)